

## さいたま市告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）  
第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療、更生医療）を担当する指定医療機関  
の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和8年1月26日

さいたま市長 清水勇人

### 1 更新した医療機関

- ・ 別紙のとおり

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048(829)1305

(別紙)

更新した医療機関

医療機関の名称	住所	医療の種別	担当する医療	主たる医師等	更新年月日
日本調剤 大宮 東口薬局	さいたま市大宮 区大門町2－ 108－5	育成医療・更 生医療	薬局	宮後 優紀	令和8年1月1日
スター訪問看護 ステーション	さいたま市桜区 田島4－41－ 8	育成医療・更 生医療	訪問看護	-	令和8年1月1日
はみんぐ訪問看 護ステーション	さいたま市南区 鹿手袋3－ 26－8	更生医療	訪問看護	-	令和8年1月1日